最終更新日：2017年3月30日

岡部株式会社
取締役社長 廣渡　眞
問合せ先：経営企画室　03-3624-5119
証券コード：5959
http://www.okabe.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、将来にわたり企業価値を向上させ社会的責任を果たすためにはコーポレート・ガバナンス体制の確立が重要であると認識しており、経営理念、社是、法令遵守等の重要性を全社的に啓発し事業活動における規律を向上させることを基本として、コーポレート・ガバナンス体制の確立に取り組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則１－２－４】（議決権行使プラットフォーム利用、株主総会招集通知の英訳）
当社は、当社の株主構成を勘案しつつ、株主に平等な権利行使の機会を提供するという観点から、機関投資家が議決権行使を行いやすい環境の整備や、海外株主に向けた英文による情報提供の必要性を認識しております。
このため、当社は、議決権の電子行使プラットフォームの利用を検討しております。
なお、株主総会招集通知の英訳については、実務的負担等も勘案し、全頁の英訳は当面行いませんが、一部を英訳し、東京証券取引所のウェブサイトであるTDnetや当社ホームページにより開示しております。

【原則３－１】（情報開示の充実）
当社は、経営の透明性を確保し社会的責任を果たすためには、適切な情報開示が必要であると考えております。
それぞれの項目についての状況は以下のとおりとなっております。
（ⅰ）社是、経営戦略、中期経営計画を当社ホームページ、決算説明資料、招集通知等にて開示しております。
（ⅱ）コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方については、当社ホームページ、コーポレート・ガバナンス報告書および招集通知等において開示しております。
（ⅲ）取締役の報酬等に関する方針と手続きについては、コーポレート・ガバナンス報告書および有価証券報告書等において開示しております。
（ⅳ）取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続きについては、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
（ⅴ）社外取締役候補の指名の際は、個々の選任・指名理由を当社ホームページや株主総会招集通知の参考資料で開示しております。また、社内取締役候補の選任・指名理由の開示について検討しております。

【補充原則４－２－１】（業績連動報酬、株式報酬の適切な割合設定）
取締役の報酬は、固定的な基準報酬のほか、直近の業績に連動した個別加算報酬により構成されております。
今後、中長期的な企業価値向上との連動性を高めるべく、中長期的な業績と連動する報酬ならびに自社株報酬などの検討を進めてまいります。

【補充原則４－１０－１】（指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言）
当社は、独立社外取締役が取締役会の過半数に達しておりません。
なお、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、指名・報酬等を含む経営全般について、社外取締役から適宜助言を得ております。
今後、社外取締役の関与をより高めるプロセスについて検討してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則１－４】（いわゆる政策保有株式）
政策保有株式については、発行会社との関係強化、事業上のシナジーが認められる場合に限り、保有いたします。
また、毎月の常務会においては、政策保有株式の状況を確認し、取締役会においては、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスクなどを踏まえた中長期的な経済合理性や将来の見通しを検証しております。
なお、政策保有株式の議決権の行使については、各議案が発行会社の企業価値に与える影響および当社の保有目的と事業上の利益に与える影響等を、個々の株式の状況に応じて総合的に判断し、実施いたします。

【原則１－７】（関連当事者間の取引）
当社は、関連当事者間の取引については、次のプロセスを経て承認しております。
（1）関連当事者が当社との間で競業取引および利益相反取引を行う場合、会社や株主共同の利益を害さないことを確認する。
（2）取引の重要性やその性質を踏まえて、取締役会で、取引条件等を決定する。
（3）取引条件等について法定の開示を行う。（株主総会招集通知、有価証券報告書等）
（4）本手続きの枠組みを、「コーポレートガバナンス報告書」等により、開示する。
上記の手続きを踏まえた監視は、取締役の相互牽制により果たされます。

【補充原則４－１－１】（経営陣に対する委任の範囲）
当社は、「取締役会規程」を制定し、取締役会の決議事項を明確にし、その他の決裁事項については経営陣に委任しております。
経営陣は、業務分掌、取引の規模等に応じた決裁権限をもち、経営にあたっております。

【原則４－８】（独立社外取締役の有効な活用）
当社は、独立社外取締役を２名選任しております。

独立社外取締役は、企業法務に精通し、企業経営を統治する相当程度の知見を有しており、経営全般について、適宜必要な発言を行うとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

【原則４－９】（独立社外取締役の独立性判断基準および資質）
当社は、独立社外取締役候補者の独立性については、東京証券取引所が定める「上場管理等に関するガイドライン」における独立性基準の規定を遵守し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないことを基準として判断しております。
また、候補者の資質については、会社経営に精通した者あるいは当社の経営に相応しい専門的な知見を有する候補者を選任しております。

【補充原則４－１１－１】（取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方）
取締役候補指名に関しては、取締役として、的確かつ迅速な意思決定、適切なリスク管理、業務執行監視等を遂行する能力と実績、また、業務執行者として、担当部門・事業領域の責務を全うする能力、実績等を総合的に考慮し実施しております。

【補充原則４－１１－２】（役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況）
株主総会招集通知において、各取締役の他の上場会社を含む兼任状況を開示しております。

【補充原則４－１１－３】（取締役会全体の実効性の分析・評価）
2016年12月期、取締役・監査役に対しアンケートを実施し、取締役会の実効性について分析・評価を行いました。
その結果、当社取締役会の実効性は確保されていることを確認しましたが、取締役会における議案審議時間や役員向けトレーニングに関して改善の余地があるとの認識に至り、引き続き改善に向けた取組みを図ることといたしました。

【補充原則４－１４－２】（取締役のトレーニングの方針）
取締役・執行役員を対象とした研修会や、時事の情勢に適した内容で社外の専門家による講習会を適宜実施しております。
また、社外講習会や交流会に参加する機会を設け、必要な知識の習得および役割と責務の理解促進に努めております。

【原則５－１】（株主との建設的な対話に関する方針）
当社では、社長直轄部門である経営企画室をＩＲ担当部門としております。
株主や投資家に対しては、決算説明会を半期ごとに開催するとともに、適宜、国内外の投資家訪問を実施することを基本方針として、コーポレート・ガバナンス報告書にて開示しております。
また、株主からのフィードバックについては、部門責任者会議等で適宜共有しております。

2．資本構成

外国人株式保有比率 更新	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
小林産業株式会社	5,293	9.84
株式会社みずほ銀行（常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社）	2,490	4.63
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	2,165	4.02
日本生命保険相互会社	1,388	2.58
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,271	2.36
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1,070	1.99
岡部 和子	1,004	1.86
東京海上日動火災保険株式会社	909	1.69
第一生命保険株式会社（常任代理人　資産管理サービス信託銀行株式会社）	870	1.61
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口９）	850	1.58

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明 更新

【大株主の状況】は、平成28年12月31日現在の株主名簿に基づき記載しております。
１．当社は上記のほか、自己株式3,963,082株を保有しております。

２．平成28年10月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、株式会社みずほ銀行およびその共同保有者であるアセットマネジメントOne株式会社が平成28年10月14日現在でそれぞれ以下のとおり株式を保有している旨が記載されているものの、当社として株式会社みずほ銀行を除き、期末時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

株式会社みずほ銀行
東京都千代田区大手町１丁目５－５
保有株券等の数（総数）　2,537,900株
株券等保有割合　4.72%

アセットマネジメントOne株式会社

東京都千代田区丸の内1丁目8－2
保有株券等の数（総数）　1,296,400株
株券等保有割合　2.41%

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	12 月
業種	金属製品
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	19 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
山﨑　克之	弁護士											
辻　希	弁護士											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由

山﨑　克之	○	○	丸の内第一綜合法律事務所　パートナー	(社外取締役選任理由) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定理由) 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。また、同氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、独立役員に指定しております。
辻　希	○	○	希 NOZOMI 法律事務所　代表者	(社外取締役選任理由) 同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 (独立役員指定理由) 同氏と当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主との利益相反が生じる恐れのないことから、独立役員に指定しております。また、同氏は弁護士の資格を有しており、企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識に基づき、客観的・中立的な立場から、独立役員としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、独立役員に指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性 更新

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無 更新	あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項 更新

必要に応じて職務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

内部監査については、代表取締役社長直轄部署の「内部監査室」(担当者3名)が国内外の事業所・関係会社等に対して日常業務の適正性、経営の合理性、債権管理等の監査を実施し、代表取締役社長に報告および提言を行うとともに、必要に応じて部門責任者会議等に報告しております。
金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応については、内部監査室により当社グループにおける財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施しております。
監査等委員監査については、監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)で監査等委員会を構成し、監査等委員は監査等委員会が定めた監査方針のもと、取締役会その他重要な会議への出席、業務状況の調査を通じ、取締役の業務執行の監査を行っております。
監査等委員は、国内外の事業所・関係会社等への往査、各事業部門等へのヒアリングを行っております。また、会計監査人から監査計画の説明や監査結果の報告を受けるとともに、必要に応じて意見交換等を行うなど、会計監査人との緊密な連携を図っております。
会計監査については、当社と会社法監査および金融商品取引法監査について監査契約を締結している監査法人大手門会計事務所が監査を実施しております。同監査法人および当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、海外の子会社については、任意監査を所在地国の公認会計士事務所に委託しております。
なお、当期において当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名、監査業務に係る補助者の構成は、つぎのとおりであります。

・監査業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員　業務執行社員　武川 博一 氏
指定社員　業務執行社員　中村 尋人 氏
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士　6名

内部監査、監査等委員監査および会計監査の相互連携につきましては、必要に応じて情報交換・意見交換を行い、監査の実効性と効率性の向上を図っております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、社外取締役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

当社においては、いわゆる「業績連動型報酬制度」は導入しておりませんが、役員報酬は、連結業績を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の) 開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

平成28年度における取締役に対する報酬の総額は293百万円、監査役に対する報酬の総額は76百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員の報酬等の額は、株主総会で定められた年額の範囲内で、取締役 (監査等委員である取締役を除く。) につきましては「取締役会内規」に定める基準を適用の上、取締役会の決議により、監査等委員である取締役につきましては監査等委員である取締役の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】 更新

定例の取締役会の開催日は年初に年間スケジュールをあらかじめ決定し、通知しております。
また、経営企画室がサポートにあたり、取締役会資料や重要議題に関する資料を事前に配布し、必要に応じて説明を行っております。

2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社における企業統治の体制については、取締役11名（うち社外取締役2名）により取締役会を構成し、毎月1回以上開催される取締役会において重要な意思決定を行うとともに、取締役相互に業務執行を監督しております。また、取締役会の意思決定機能を強化するため、役付取締役で構成する常務会を開催し、経営上重要な案件につき、事前に十分な検討を行っております。
業務執行体制としては、特に重要な職務権限を有する者を執行役員として任命し、業務執行責任の明確化を図っております。
この他、代表取締役社長および各部門の責任者で構成される部門責任者会議を原則として週1回開催し、複数の部門にまたがる業務執行の効率化を促進するとともに、社会的規範への適合性の観点からも常に必要な検討を加えております。
当社は、平成29年3月30日開催の定時株主総会において、監査等委員会設置会社への移行を内容とする定款の変更が決議されたことにより、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。この移行により、業務執行の適法性、妥当性の監査・監督を担うことでより透明性の高い経営を実現し、国内外のステークホルダーの期待により的確に応えうる体制の構築を目指します。また、取締役会の業務執行決定権限を取締役に委任できる体制をとることにより、取締役会の適切な監督のもとで経営の意思決定および執行のさらなる迅速化を図ります。
また、当社は代表取締役社長の直轄部門として内部監査室を設置し、内部統制の整備・運用状況につき有効性評価等を実施するなど、監査機能の充実を図っております。
なお、当社と社外取締役の全員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、監査等委員会設置会社として、社外取締役2名を含む取締役会により、客観的・中立的な立場からの業務執行に対する監視機能を強化し、コーポレート・ガバナンス体制の充実を図っております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	法定の中14日より1日早めて発送しております。
招集通知（要約）の英文での提供	東京証券取引所のウェブサイトであるTDnetや当社ホームページに株主総会招集通知（要約）の英文を掲載しております。
その他	東京証券取引所のウェブサイトであるTDnetや当社ホームページに株主総会招集通知を掲載しております。

2．IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算の発表後に、アナリスト・機関投資家を対象とした決算説明会を開催しております。 このほか、スモールミーティング、ワン・オン・ワン・ミーティングを適宜実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	2016年度において海外（ロンドン・エディンバラ）での説明会に参加しており、今後も適宜参加する予定です。 また、電話およびウェブならびに訪問取材を利用したワン・オン・ワン・ミーティングは適宜実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内に株主・投資家情報ページ (URL: http://www.okabe.co.jp/ir/index.html)を設けております。 当ページには、決算情報、決算情報以外の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、株主総会招集通知、株主通信、決算のご報告、決算説明会資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社は、IRの担当部署を社長直轄部署であります経営企画室としております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、1917年（大正6年）の創業以来、「安全・安心の提供を通じて社会に貢献する」ことを経営理念に掲げ、社会貢献に資することを重視するとともに、「コンプライアンス規程」を制定し、同規程内に社員行動基準を定めることで、ステークホルダーの立場の尊重を図っております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	当社は、CSR（社会貢献活動）の一環として、以下のような活動を行っております。 ・一般財団法人岡部亨和奨学財団への寄付 ・自然災害被災者への支援 ・社員のボランティア活動奨励 ・海洋資源の保護育成 ・地域美化清掃活動

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の「内部統制システムの基本方針」はつぎのとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
代表取締役社長が、通達、社内報等にて社是に則り法令・定款の遵守と良識・倫理観に基づいた行動を取締役および使用人に求め、その精神があらゆる企業活動の拠り所とすることを伝えております。コンプライアンス規程を制定し、コンプライアンス委員会の委員長には役付取締役を任命し、同委員会を中心に全社横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の解消に努め、その具体化を徹底しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
代表取締役社長は、情報の保存、管理に関する統括責任者を取締役から任命しております。また、文書管理規程を制定し、職務執行に係る情報を文書または電磁的に記録し保存しております。取締役は、文書管理規程の定めによりこれらの文書等をいつでも閲覧できるものとしております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各部門所管業務に付帯する日常的リスク管理は担当部門が行うこととし、一方新たに生じたリスクは速やかに代表取締役社長に報告され、必要に応じてその対応を全社に示達するとともに、対応責任者となる取締役を任命しております。なお、債権リスクに関しては、与信管理規程および対応マニュアルを策定し、その適用状況を把握・管理し適正な業務遂行がなされる体制となっております。その他部門ごとに潜在するリスクについては評価する体制を整備しております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役、使用人が共有する全社的な目標を定め、目標達成に向けて各部署が実施すべき具体的な目標（予算制度、個人目標評価制度）、権限、配分を含めた効率的な達成方法を各担当取締役が定めております。ITを活用したシステムによりその結果を迅速にデータ化することで、取締役会に定期的に報告され、目標達成率を高め全社的な業務の効率を実現するシステムを構築しております。さらに、部門責任者会議において各部門間の連携・調整を行い、効率的な業務遂行に対する阻害要因については、その排除、軽減策を採っております。各取締役の目標に向けての効率的な業務遂行状況については、代表取締役社長が総合的に評価をしております。

(5) 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
岡部グループ行動指針を定め、グループ方針に基づき当社を中心に一体として運営されており、当社および国内連結子会社は統一された情報システムを構築しております。グループ会社ごとに目標が定められ、その達成状況は定期的にITを活用したシステムによりデータ化され、取締役会に報告されております。グループ会社の不動産取得等重要事項についても、当社取締役会付議事項としております。また、当社は、グループ会社の取締役または監査役を派遣し、グループ会社に対する経営と監査を行っております。さらに、代表取締役社長は、当社の幹部社員およびグループ会社の代表取締役社長等が一堂に会する拡大役員会を定期的に招集し、グループ方針に基づく経営とコンプライアンスを徹底しております。

(6) 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項ならびに当該使用人に対する監査等委員の指示の実効性の確保に関する事項
必要に応じて職務補助のため、監査等委員スタッフを置くこととし、その人事については、監査等委員の意見を尊重するものとしております。なお、監査等委員は、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項の体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

(7) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告体制ならびにその報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
（ⅰ）取締役が監査等委員会に報告すべき事項については、つぎに定める事項としております。
(a) 常務会で決議された事項
(b) 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
(c) 毎月の経営状況として重要な事項
(d) 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
(e) 重大な法令・定款違反
(f) 通告制度の通報状況および内容
(g) その他コンプライアンス上重要な事項
（ⅱ）使用人は、前項(b)、(e) および(g) に関する重大な事実を発見した場合は、監査等委員会に直接報告することができるものとしております。また、監査等委員会は、その報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制の内容について決定し、当該体制を整備するよう取締役または取締役会に対して要請できるものとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員は、その職務の執行について生ずる費用について、会社から前払いまたは償還をうけることができます。また、必要に応じて外部の専門家の助言を受けた場合、当該費用を会社に請求する権利を有しております。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）および重要な使用人からヒアリングを実施する機会を設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

(10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法の定めに従い、内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、グループ会社も含めた内部統制システムを構築し、運用しております。また、内部監査室により内部統制の整備・運用状況につき、有効性評価等を実施しております。

・業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) 取締役の職務の執行について
定時取締役会を月に1回開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会には取締役11名（うち社外取締役2名）が出席し、重要な職務執行に関する意思決定を監督しております。

(2) 監査等委員の職務の執行について
監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）は監査等委員会規程等に基づいて、取締役会等の重要会議に出席し、取締役の職務執行を監査しております。

(3) 内部監査の実施について
内部監査室にて、社内各部署および当社グループが、法令、定款、社内規程等に従い適正な企業活動を行っているかを、書類閲覧および実地調査によって監査しております。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対して、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断するよう取り組んでおります。また、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会（特防連）およびその下部組織である本所地区特殊暴力防止対策協議会に加盟し、定期的な研修会への参加等を通じ情報収集に努めるとともに、必要に応じて弁護士・警察署・特防連等と連携し、速やかに対応する体制を整備しております。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	あり

該当項目に関する補足説明

当社は、平成27年3月27日開催の当社定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただきました当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針ならびに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下、「本プラン」といいます。）を継続いたました。本プランの詳細につきましては、平成27年1月27日付当社プレスリリース「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について」（当社ホームページhttp://www.okabe.co.jp/にてご覧いただくことが可能です。）をご参照下さい。

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりとなっております。

情報管理責任者は管理部門を統括する取締役が担当しており、当社および当社グループにおいて発生した重要事実に関する情報をつぎのとおり把握、管理し、重要事実が確認された場合、代表取締役社長に報告し、適時開示担当部署である経営企画室との協議を経て、代表取締役社長の決定により、速やかに開示を行うこととしております。

1．取締役会における決議事項については、取締役である情報管理責任者が取締役会に出席し、把握しております。

2．当社各部門等における重要な決定事実または発生事実は、「インサイダー取引防止規程」に従い、各部門長が情報管理責任者に速やかに報告を行うこととなっております。

3．子会社につきましては、各部門により管理する子会社を明確にしており、各部門が担当子会社において発生した重要事実に関する情報の報告を随時受けて、速やかに情報管理責任者に報告する体制となっております。

また、未公表の重要事実に関する情報の漏洩防止のため、当社および当社グループの役職者がその職務に関して取得した内部情報の管理を徹底しております。

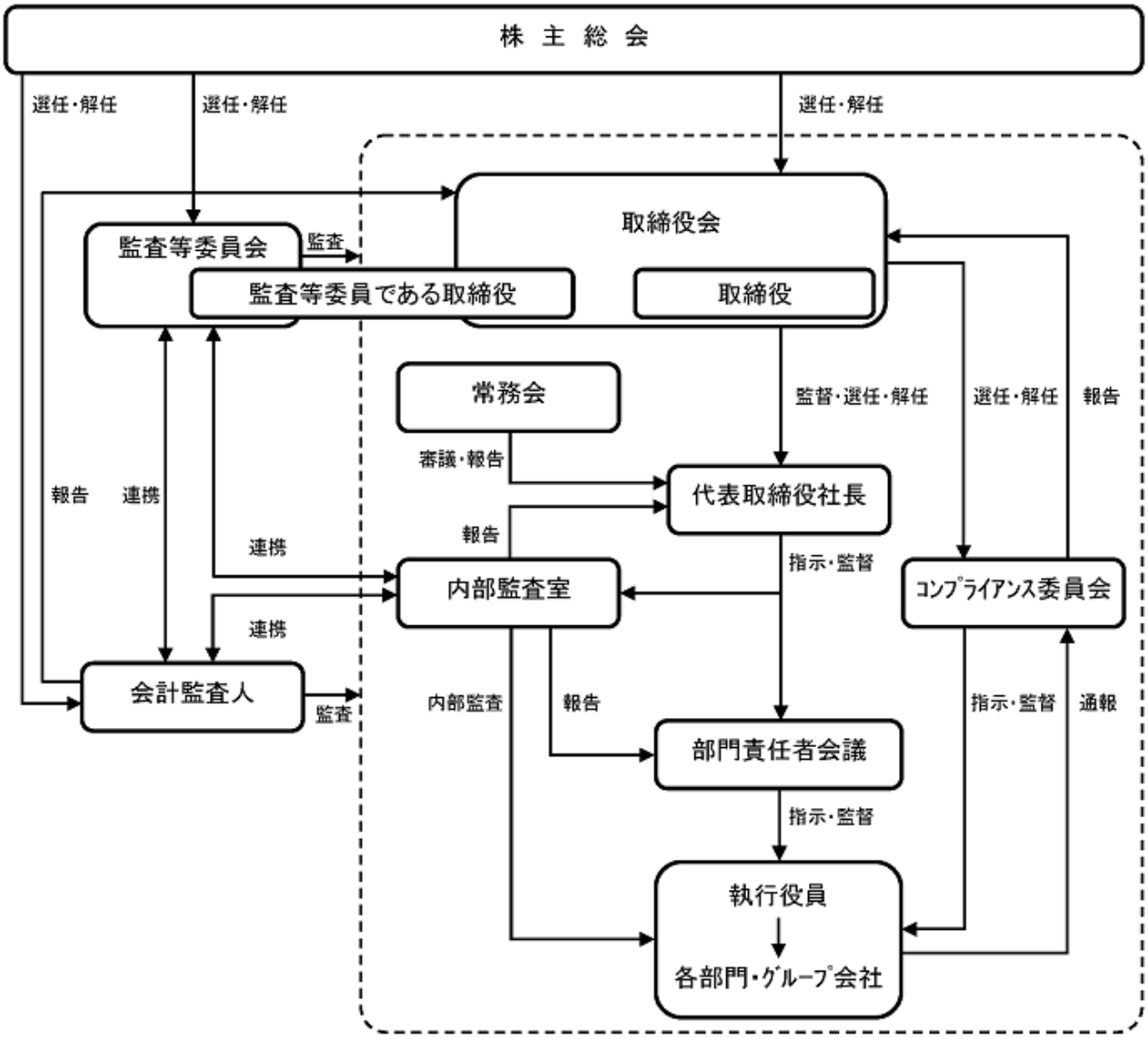
株 主 総 会
選任・解任
選任・解任
選任・解任
取締役会
監査等委員会
監査
監査等委員である取締役
取締役
常務会
監督・選任・解任
選任・解任
報告
審議・報告
代表取締役社長
報告
連携
連携
指示・監督
内部監査室
コンプライアンス委員会
連携
会計監査人
監査
内部監査
報告
指示・監督
通報
部門責任者会議
指示・監督
執行役員
各部門・グループ会社